

伊勢市公報

第467号
 令和7年4月21日
 月曜日

目次

	頁
規 則	
○ 伊勢市会計管理者の事務の代理に関する規則の一部を改正する規則	2
訓 令	
○ 伊勢市会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を改正する訓令	4
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	6
○ 指定地域密着型サービス事業者の指定について	7
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	8
○ 確認を行った子ども・子育て支援施設等について	10
○ 令和7年度一般廃棄物処理実施計画の策定について	11
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	12
○ 指定納付受託者の指定について	13
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	14
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	16
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	17
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	18
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定の更新について	19
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	20
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	21
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定期間の満了について	22
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	23
病院事業告示	
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	24
上下水道事業公告	
○ 公共下水道事業受益者負担金の令和7年度賦課対象区域について	25

伊勢市会計管理者の事務の代理に関する規則の一部を改正する規則をこ

こに公布する。

令和7年4月4日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第22号

伊勢市会計管理者の事務の代理に関する規則の一部を改正する規則
伊勢市会計管理者の事務の代理に関する規則（平成19年伊勢市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中「会計課長補佐」を「会計課課長補佐」に、「会計課出納係長」を「会計課の上席の職員」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 市長の職務代理者の順位に関する規則（平成17年伊勢市規則第6号）
第3条の規定は、前項の会計課課長補佐が置かれていない場合における上席の職員の順序について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月4日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第3号

伊勢市会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を改正する訓令
伊勢市会計管理者事務の専決等に関する規程（平成17年伊勢市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（課長等の専決事項）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 副参事が置かれているときは、前項各号に掲げる事項（当該副参事が担任する事務に係るものに限る。）について、会計管理者が定める範囲内で、当該副参事に専決させることができる。

第5条第2項中「主管の係長」を「当該事務を担当する副参事又は主管の係長」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定は、第3条第2項に該当する場合における副参事の専決事項の代決について準用する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 60 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
一字田町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 7 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 福 本 悦 蔵

伊勢市一字田町 297 番地

変更後 坂 口 光 正

伊勢市一字田町 791 番地

伊勢市告示第 61 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

令和 7 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者の名称
社会福祉法人 慈恵会
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名 称 デイサービスセンター正邦苑
所在地 伊勢市村松町 3294 番地 1
- 3 指定の年月日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 サービスの種類
地域密着型通所介護

伊勢市告示第 62 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公金事務の委託を受けた者

東京都千代田区一番町 25 番地
地方公共団体情報システム機構
理事長 椎橋 章夫

2 委託した公金事務に係る歳入等

次に掲げるものの交付に係る手数料

- (1) 住民票の写し
- (2) 印鑑登録証明書
- (3) 戸籍全部事項証明書
- (4) 戸籍個人事項証明書
- (5) 戸籍の附票の写し
- (6) 所得（課税）証明書

(7) 市民税、県民税及び森林環境税に係る課税証明書及び非課税証明書

3 委託をした日

令和7年4月1日

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

伊勢市告示第 63 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条の 11 第 1 項の確認をしたので、同法第 58 条の 11 の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 7 年 4 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称
学校法人 前島学園
- 2 特定子ども・子育て支援を提供する事業所の名称及び所在地
和順子育て支援センター
伊勢市小俣町元町 212 番地 7
- 3 確認の年月日
令和 7 年 3 月 31 日
- 4 子ども・子育て支援施設等の種類
一時預かり事業

伊勢市告示第 64 号

令和 7 年度一般廃棄物処理実施計画を策定しましたので、伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 129 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 7 年 4 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部ごみ減量課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市告示第 65 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 公金事務の委託を受けた者
伊勢市西豊浜町 141 番地 1
公益社団法人 伊勢市シルバー人材センター
理事長 角前 明
- 2 委託した公金事務に係る歳入等
伊勢市労働福祉会館の使用料
- 3 委託をした日
令和 7 年 3 月 25 日
- 4 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 66 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次の歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 7 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
PayPay 株式会社
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
伊勢市労働福祉会館の使用料
- 3 指定をした日
令和 7 年 3 月 26 日
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 67 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地
株式会社エボリューション
代表取締役社長 山崎 元
伊勢市御薊町長屋 1963 番地
- 2 委託した公金事務に係る歳入等
伊勢市が設置した自転車等駐車場又は自転車等放置禁止区域に放置された自転車等の撤去、保管等に係る手数料
- 3 指定をした日
令和 7 年 3 月 19 日
- 4 委託をした日
令和 7 年 3 月 19 日
- 5 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

伊勢市告示第 68 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 7 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 西 伸 自

伊勢市西豊浜町 1407 番地

変更後 中 西 健 仁

伊勢市西豊浜町 1380 番地 1

伊勢市教育委員会告示第7号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和7年4月4日

伊勢市教育委員会
教育長 小林 貴法

記

- 1 日 時 令和7年4月10日（木）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件
議案第17号 学校運営協議会委員の任命について

伊勢市農業委員会告示第4号

伊勢市農業委員会第232回総会を次のとおり招集します。

令和7年4月8日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和7年4月15日(火)午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 非農地証明願について
 - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積等促進計画について
(農地中間管理機構への意見提出及び要請分)

伊勢市上下水道事業告示第 12 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 6 条の 2 の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定の更新をしましたので、告示します。

令和 7 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日	指定有効期限
390	株式会社 エヌ・エス・ シー	東京都新宿区西 新宿 2 丁目 6 番 1 号	令和 7 年 3 月 13 日	令和 12 年 5 月 28 日

伊勢市上下水道事業告示第 13 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 17 号)第 7 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、次のとおり告示します。

令和 7 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	廃止年月日
387	マルイチ設備	度会郡玉城町 岡出 88 番地	令和 7 年 3 月 15 日

伊勢市上下水道事業告示第 14 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和 7 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日	指定有効期限
432	株式会社 マルイチ設備	度会郡玉城町 岡出 88 番地	令和 7 年 3 月 28 日	令和 12 年 3 月 27 日

伊勢市上下水道事業告示第 15 号

次の工事店は、指定の有効期間満了に際し、伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号）第 8 条第 1 項の規定による指定の更新がなされなかったため、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所在地	有効期間満了年月日
59	有限会社 岡村水道	伊勢市二俣 1 丁目 3 番 14 号	令和 7 年 3 月 31 日
158	高口水道 有限会社	度会郡玉城町佐田 115 番 1	令和 7 年 3 月 31 日
167	出口建装	伊勢市馬瀬町 1124 番地 4	令和 7 年 3 月 31 日
208	山田清掃 有限会社	伊勢市中須町 716 番地 1	令和 7 年 3 月 31 日
212	三重農事 有限会社	度会郡玉城町田丸 163 番地 4	令和 7 年 3 月 31 日
220	有限会社 中村設備	津市渋見町 182 番地	令和 7 年 3 月 31 日
252	あき工房	伊勢市本町 10 番 24 号	令和 7 年 3 月 31 日
254	ダイワ空調設備 株式会社	津市島崎町 248 番地	令和 7 年 3 月 31 日
370	今井設備	松阪市高須町 3850 番地 3	令和 7 年 3 月 31 日
424	タニグチ設備工業	伊勢市大湊町 6 番地 44	令和 7 年 3 月 31 日

伊勢市上下水道事業告示第 16 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和 7 年 4 月 16 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。

令和 7 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
令和 7 年 5 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
朝熊町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市病院事業告示第1号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第4項において準用する同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第7条の規定による改正前の地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、伊勢市病院事業に係る公金事務の一部を次のとおり委託したので、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）第5条の規定による改正前の地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示します。

令和7年4月4日

伊勢市病院事業管理者 中村 昌弘

- 1 公金事務の委託を受けた者
津市栄町2丁目466番地
楠井法律事務所
代表 楠井 嘉行
- 2 委託した公金事務に係る歳入
伊勢市病院事業の診療費等
- 3 委託をした日
令和7年4月1日
- 4 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

伊勢市上下水道事業公告第 1 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 177 号) 附則第 3 項の規定によりなおその例によることとされる合併前の二見町公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 3 年二見町条例第 20 号) 第 5 条、合併前の小俣町下水道事業受益者負担に関する条例(平成 9 年小俣町条例第 17 号) 第 5 条及び合併前の御菌村公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年御菌村条例第 12 号) 第 5 条の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の令和 7 年度賦課対象区域を定めたので公告します。

令和 7 年 4 月 14 日

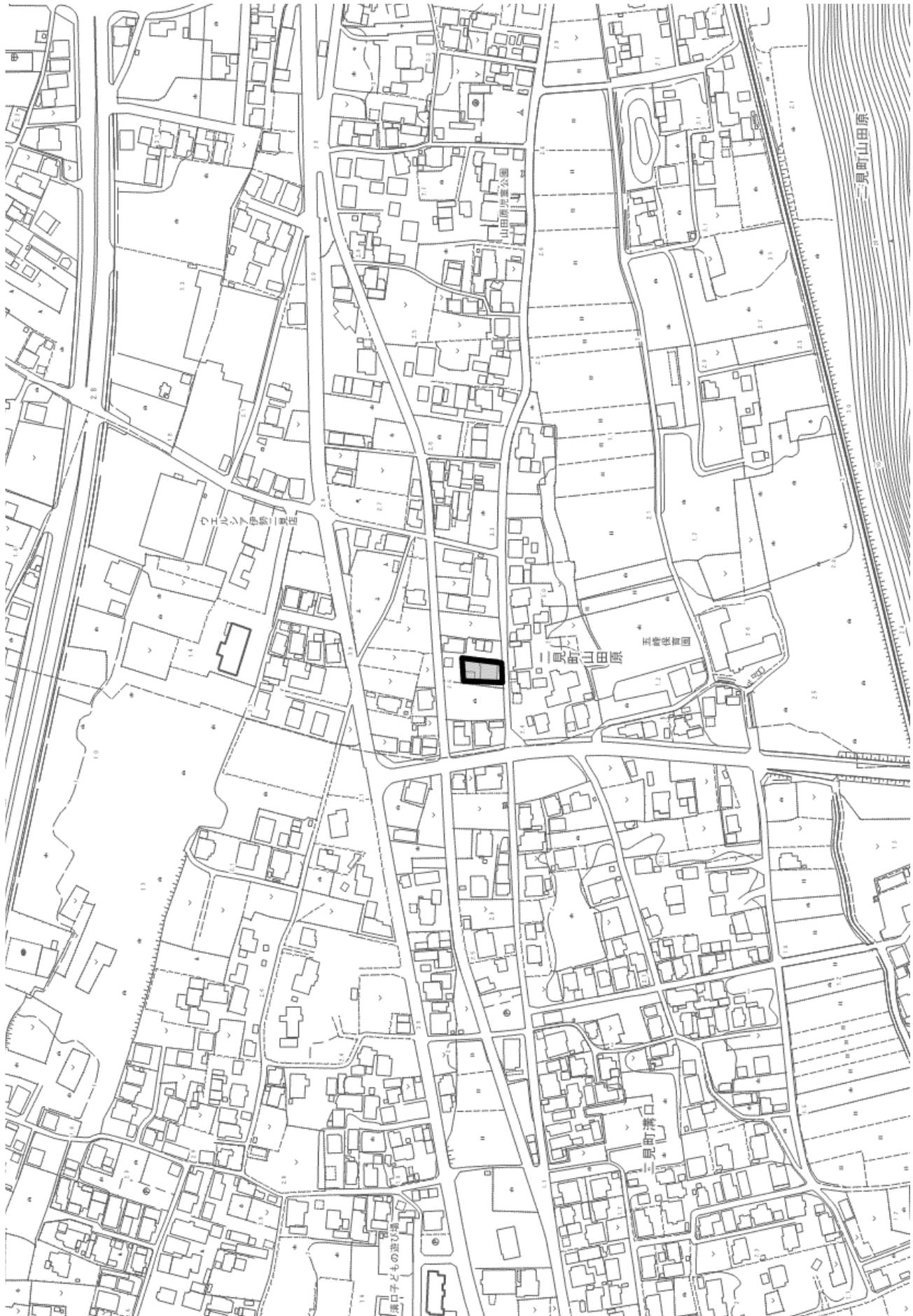
伊勢市長 鈴木 健 一

令和 7 年度賦課対象区域

二見町山田原、二見町江、小俣町元町、小俣町相合、小俣町明野、小俣町宮前、小俣町湯田、御菌町高向、御菌町長屋、御菌町王中島、御菌町新開、御菌町上條の各一部

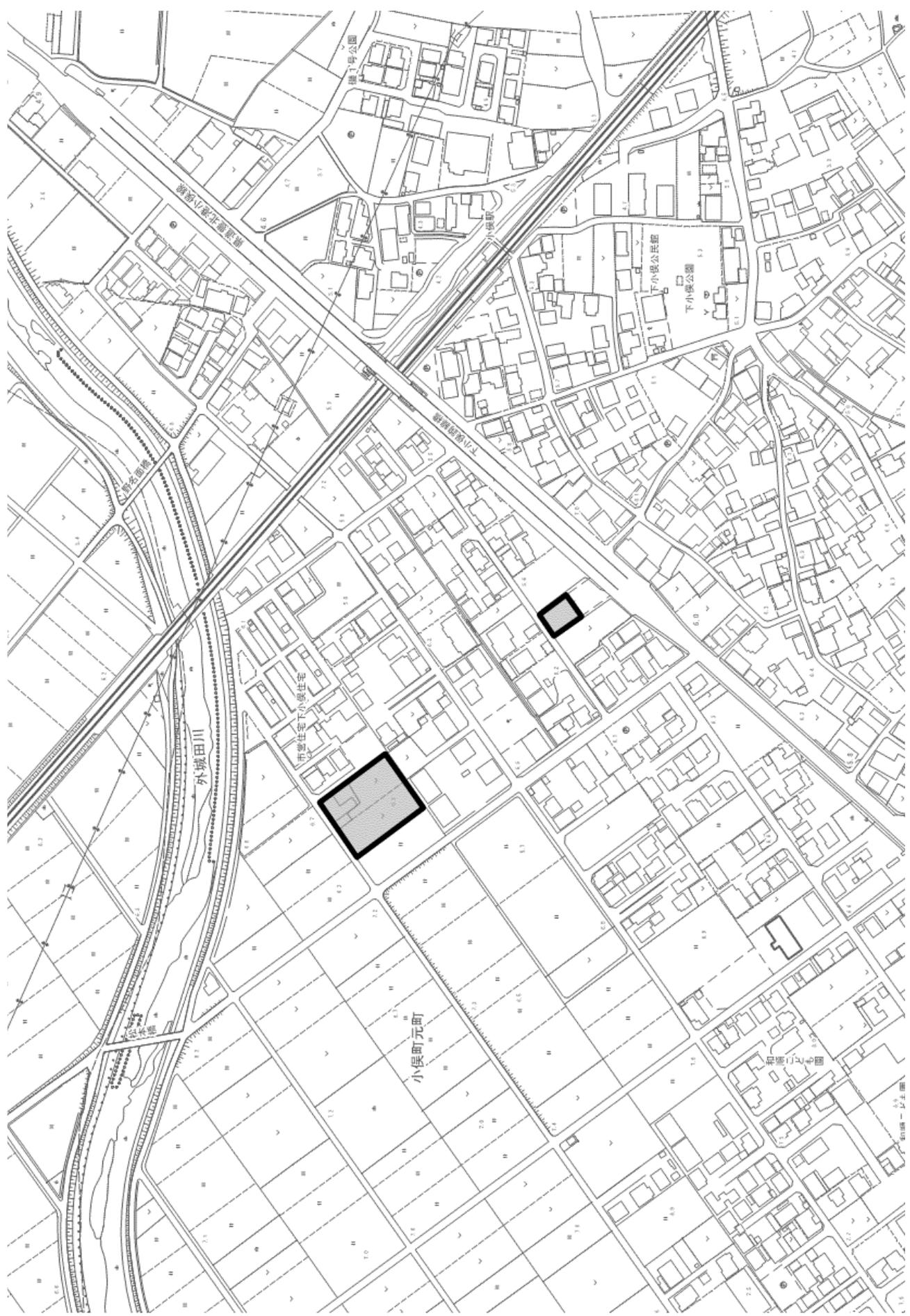
令和7年度賦課対象区域

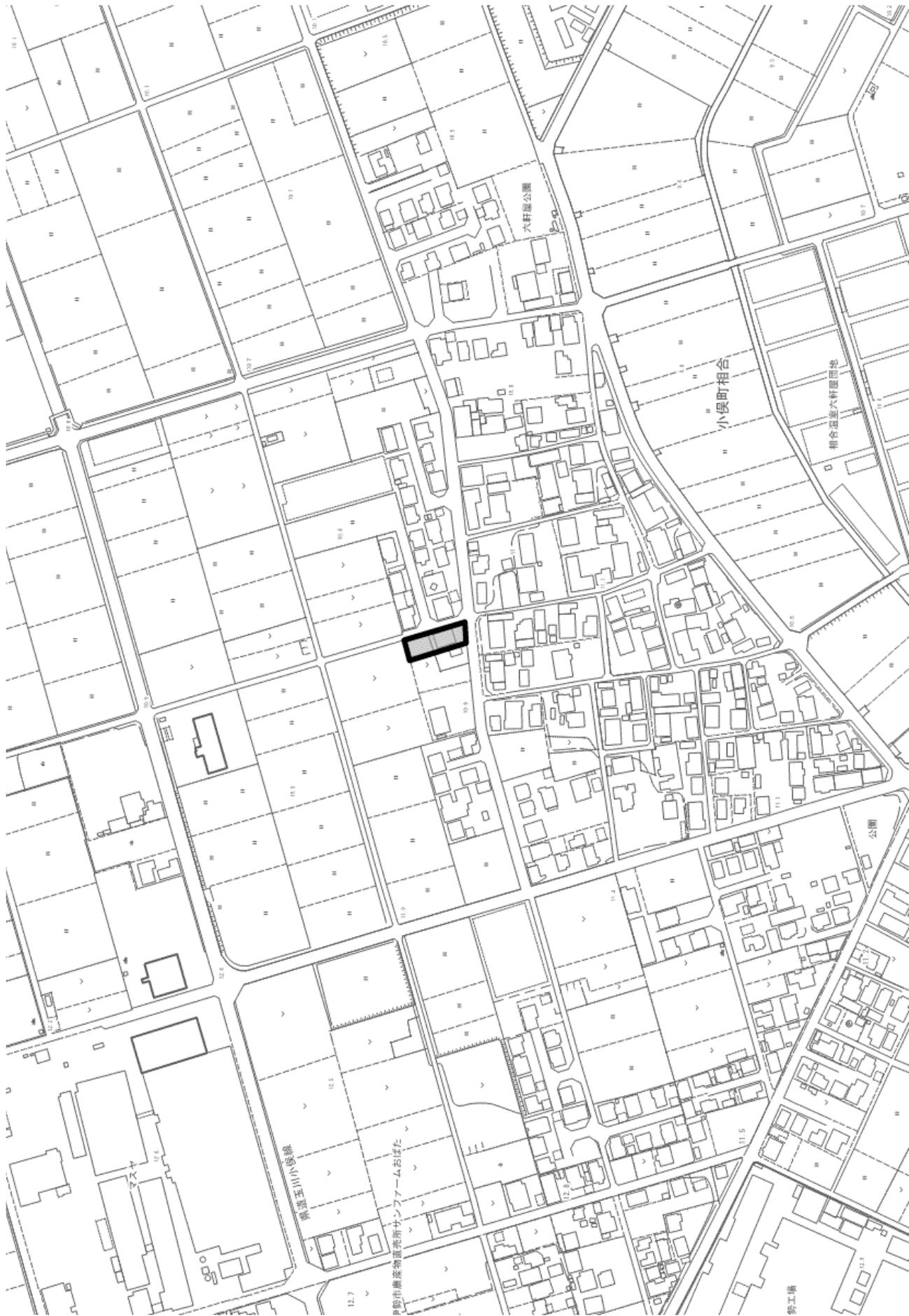




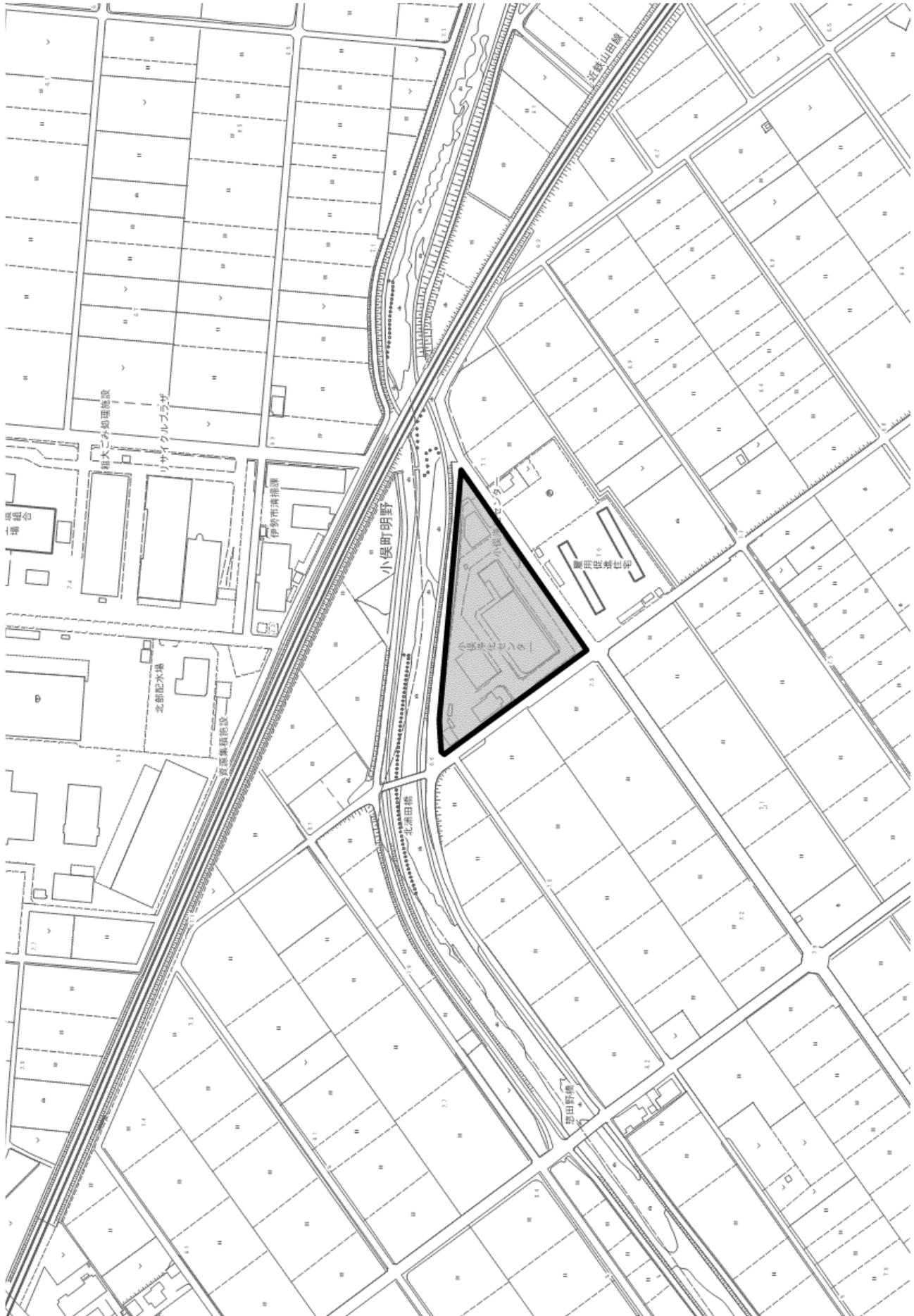
令和7年度賦課対象区域

令和7年度賦課対象区域

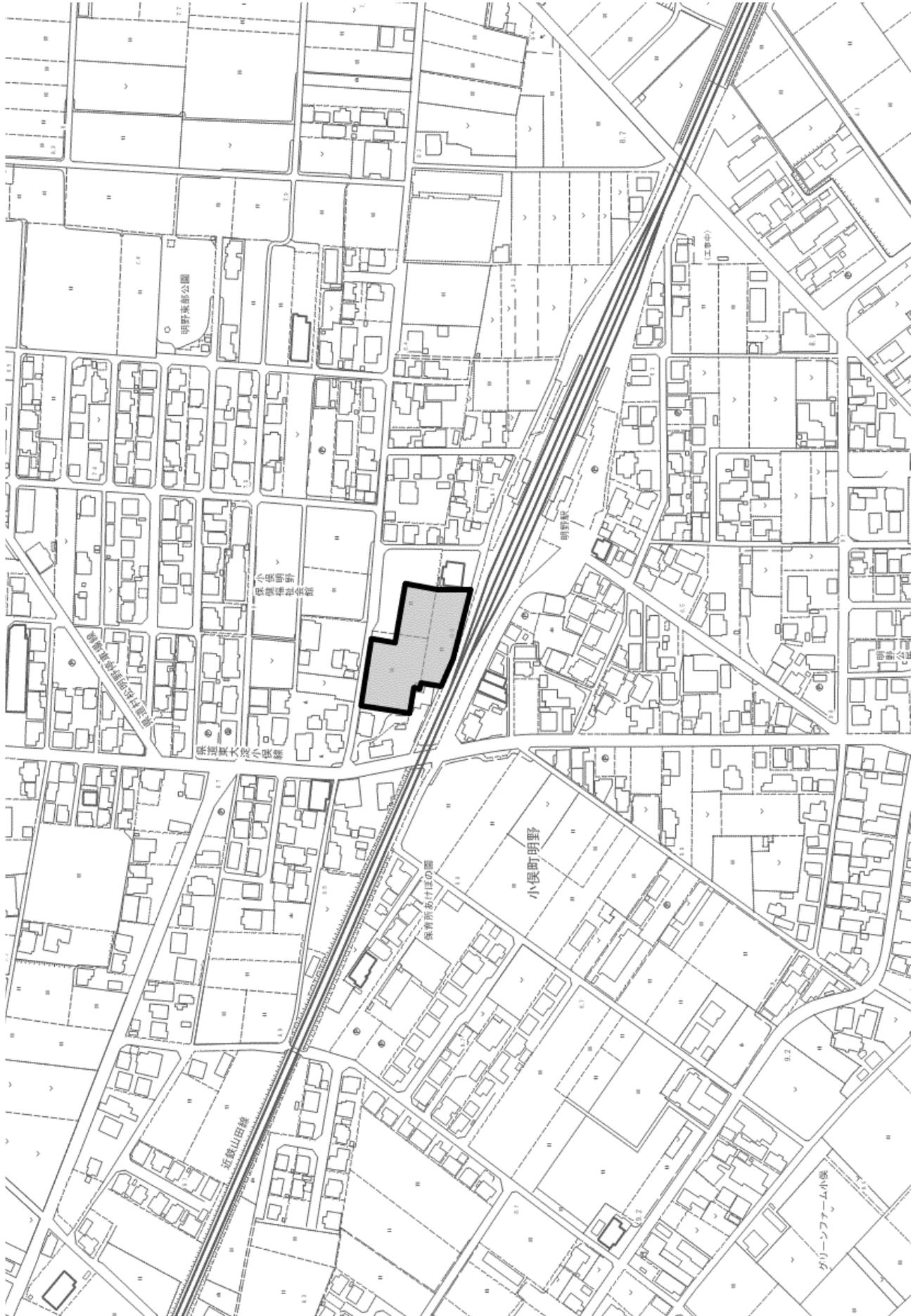




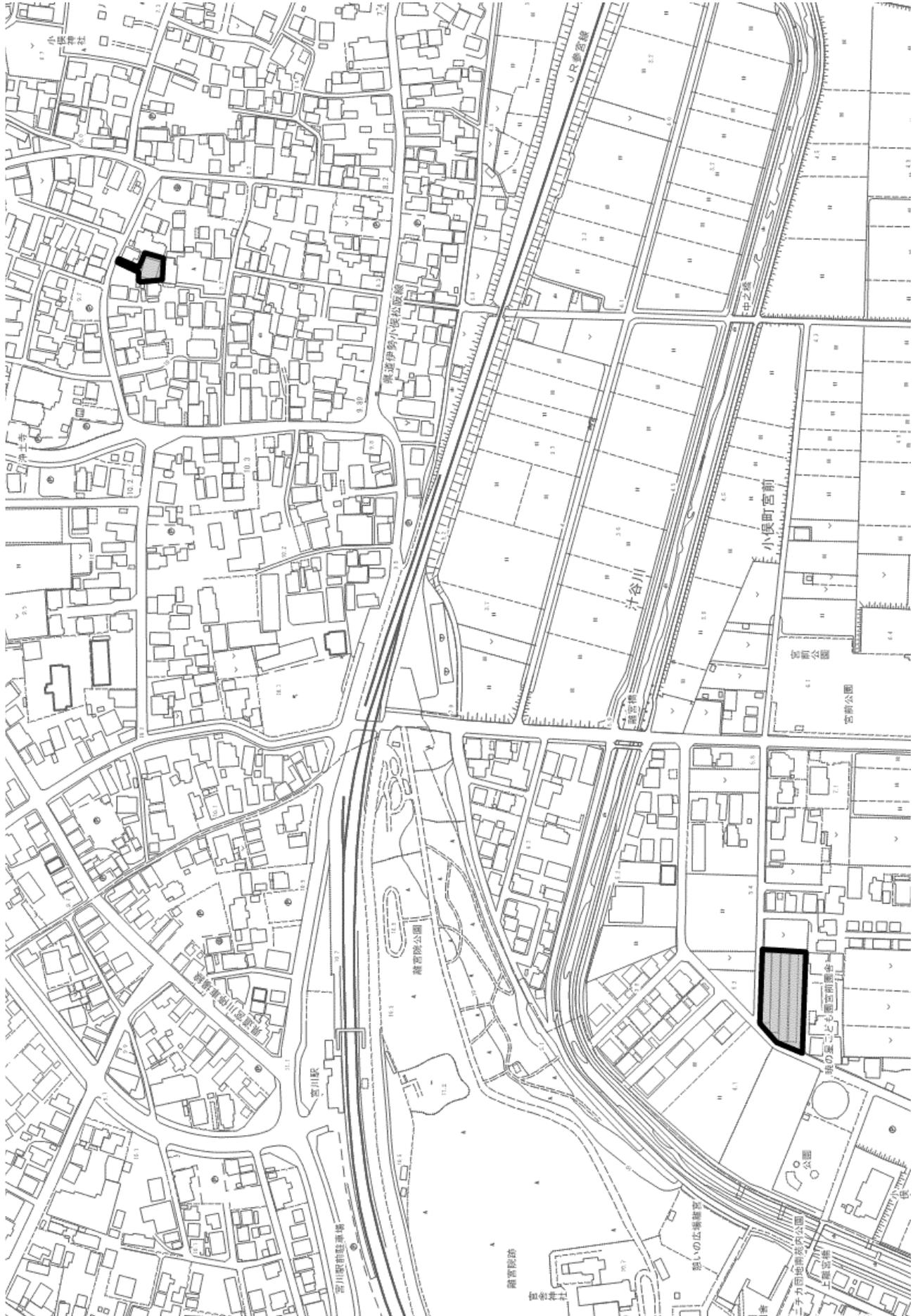
令和7年度賦課対象区域



令和7年度賦課対象区域

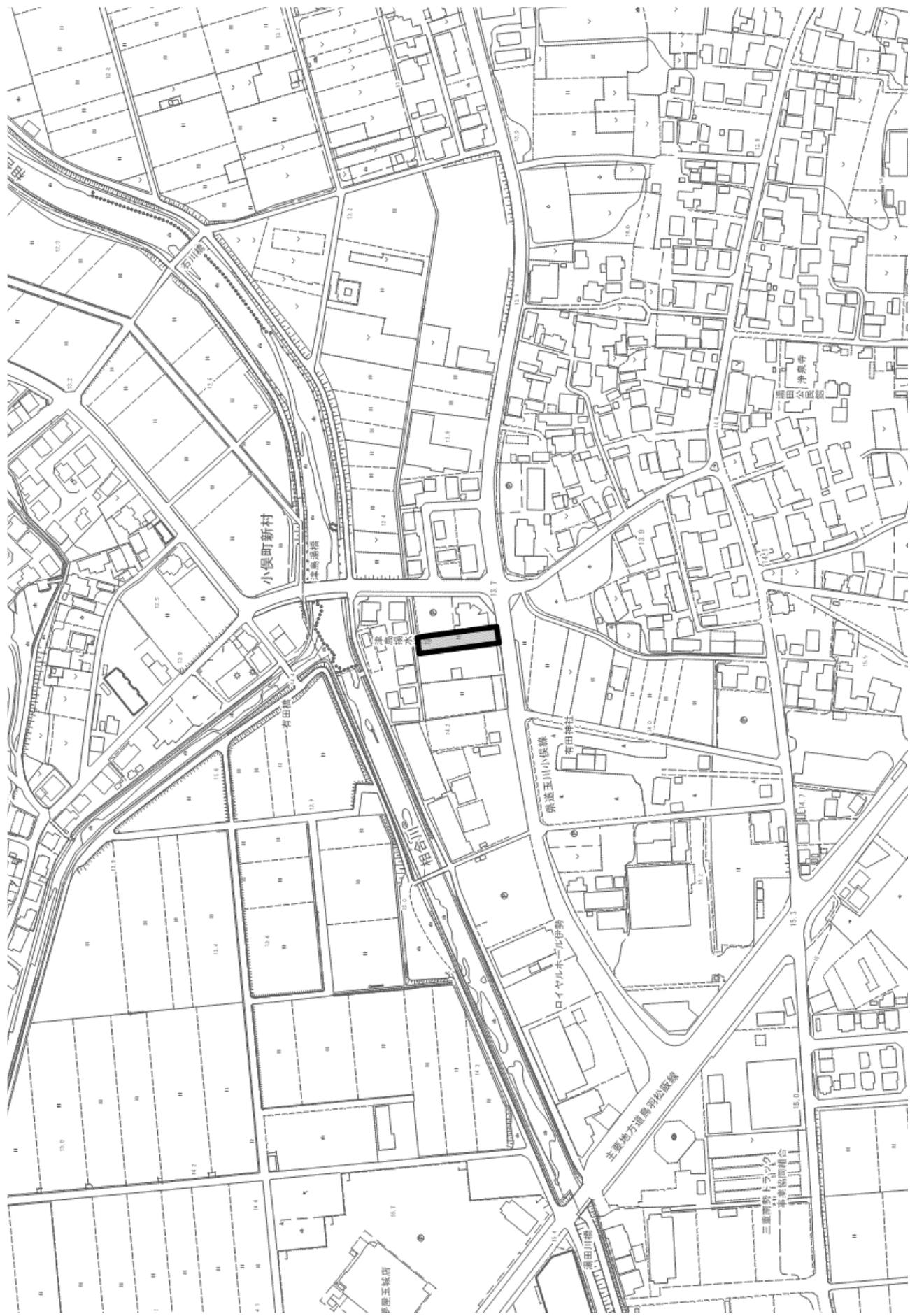


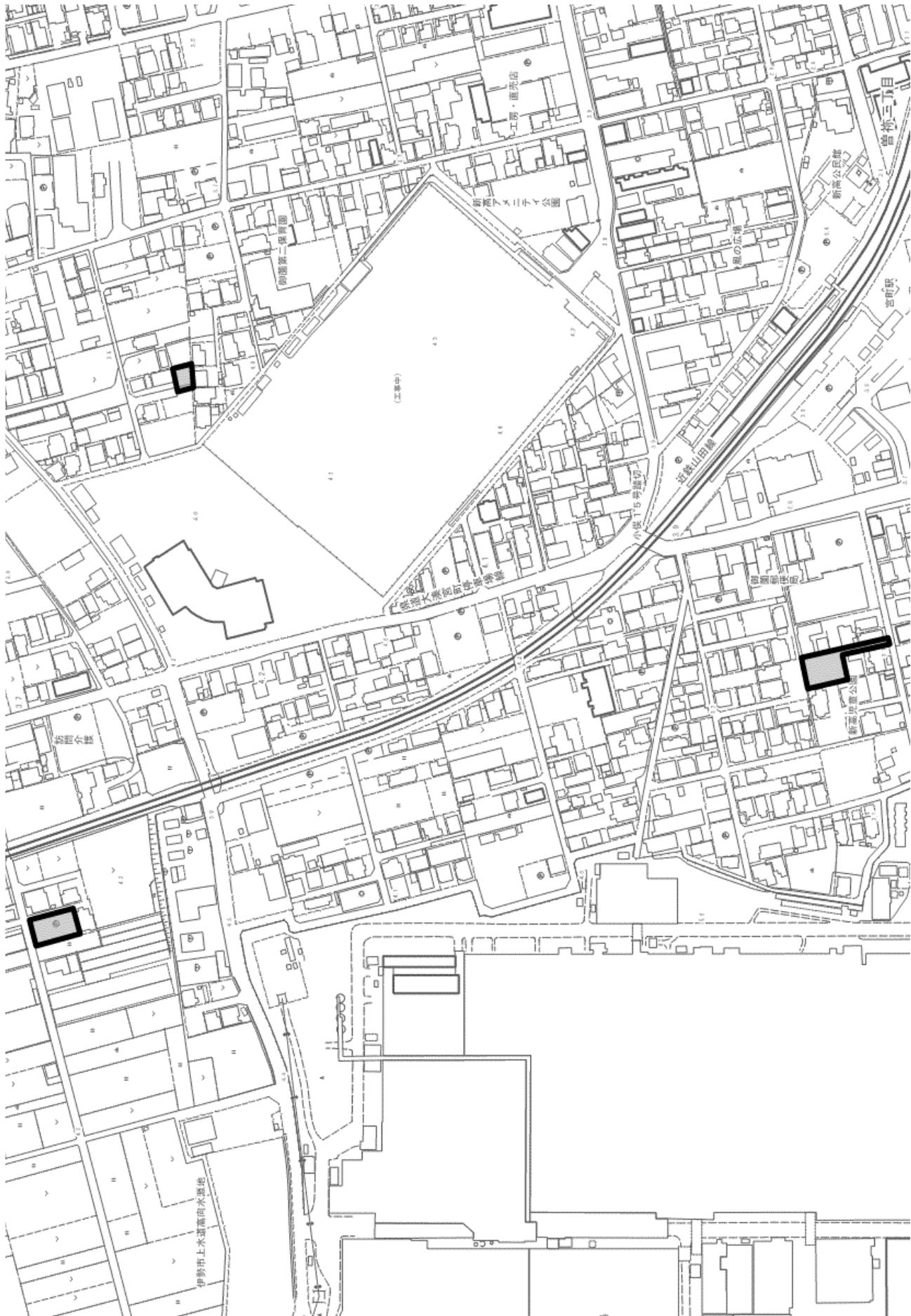
令和7年度賦課対象区域



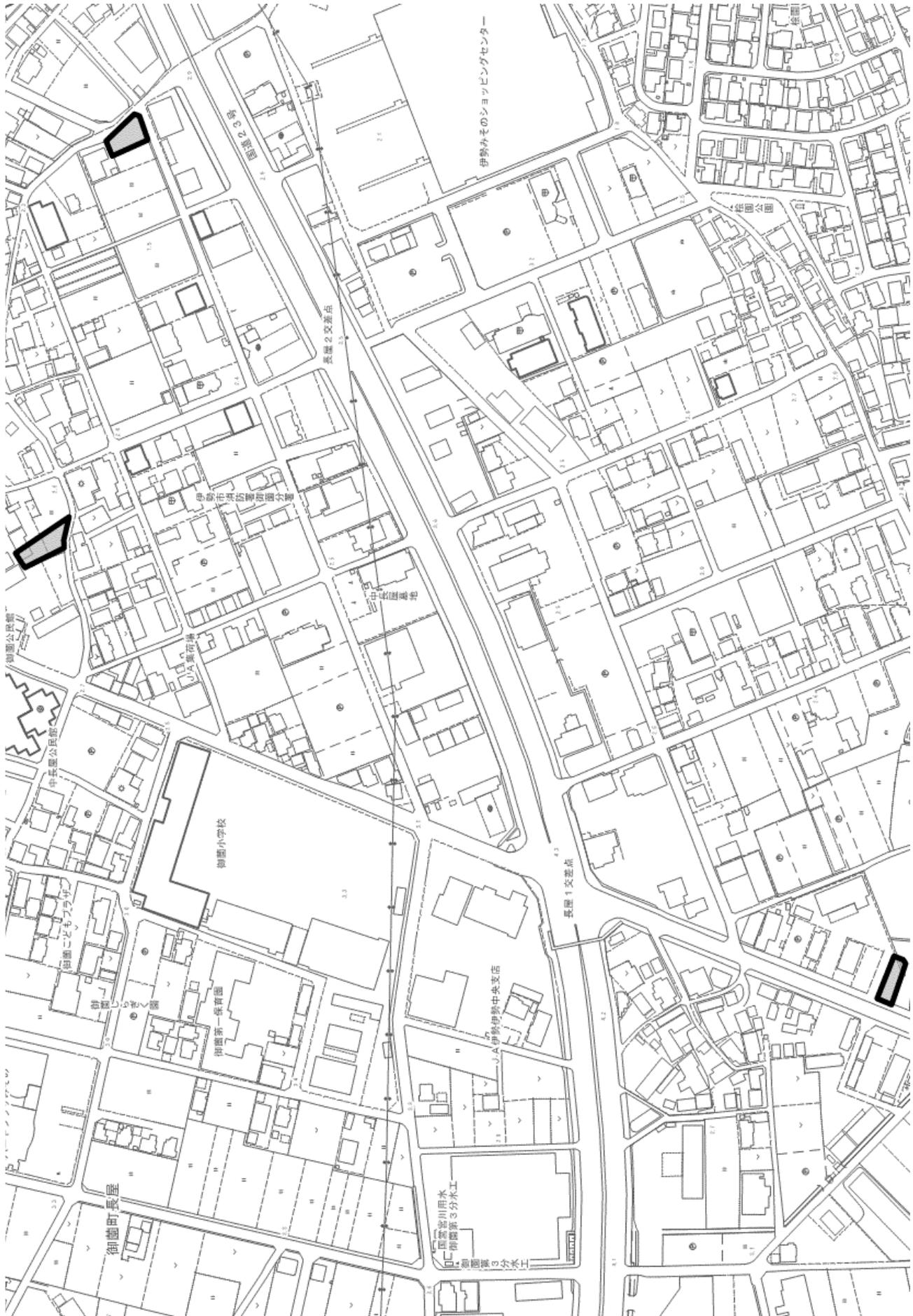
令和7年度賦課対象区域

令和7年度賦課対象区域

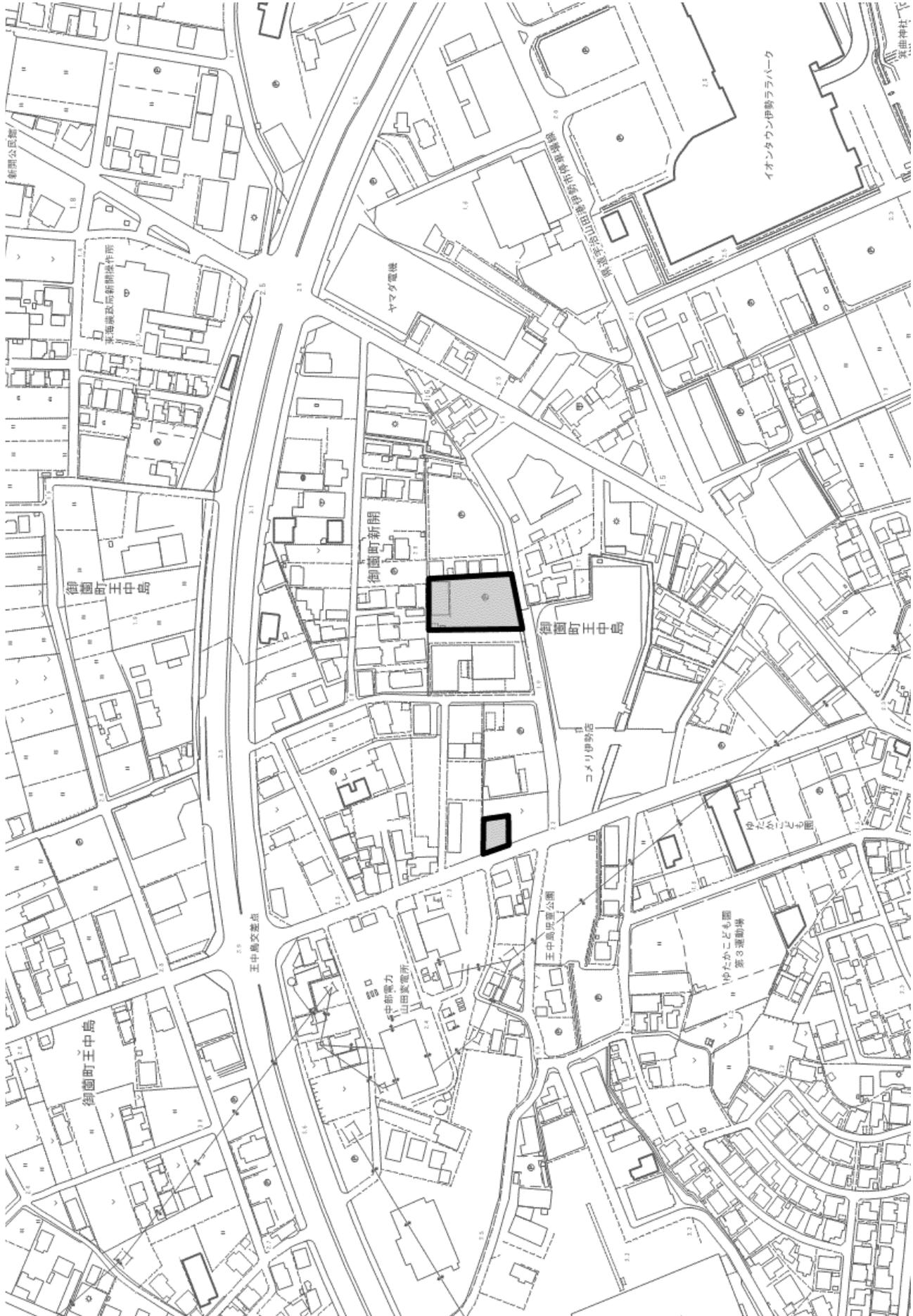




令和7年度賦課対象区域

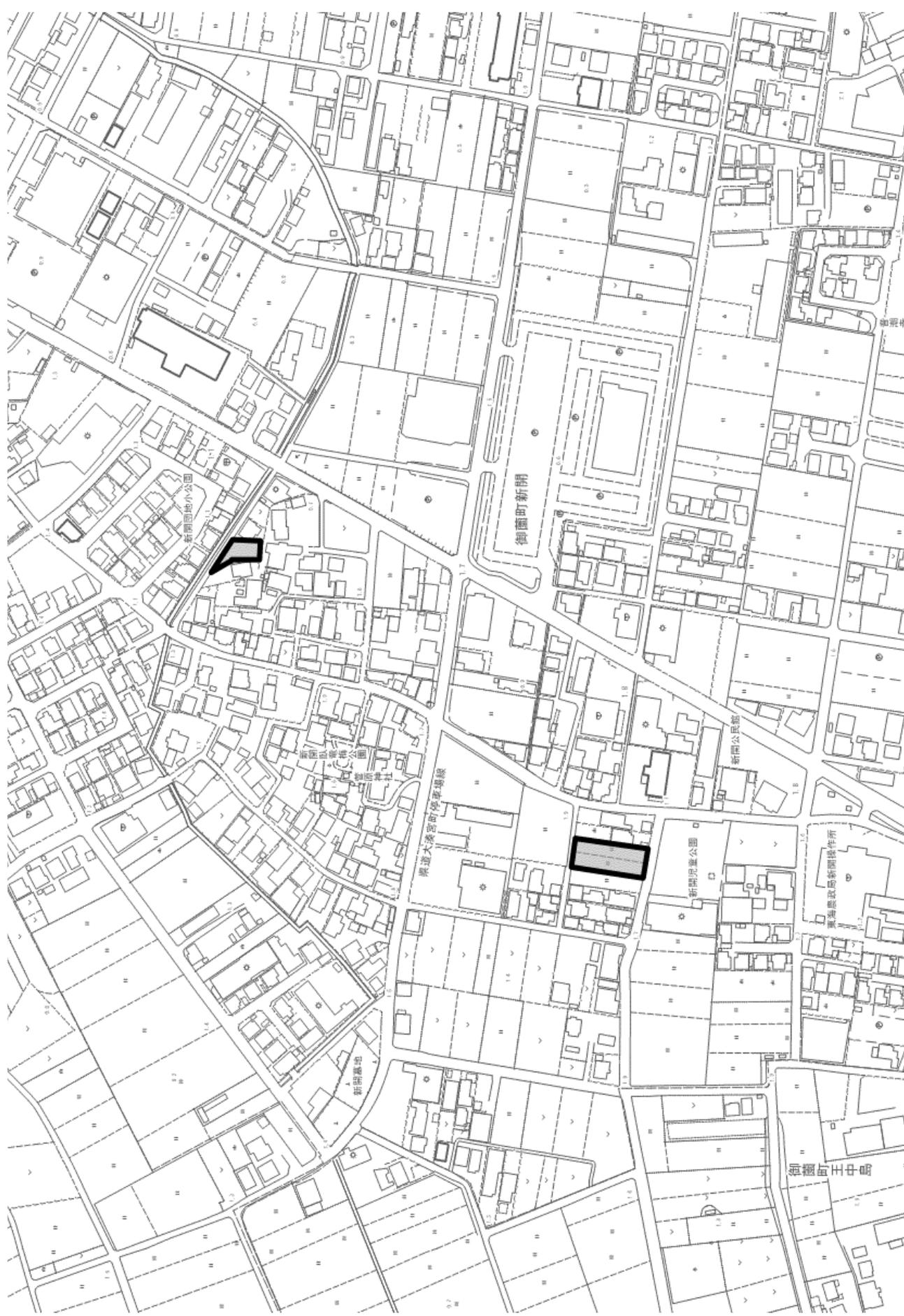


令和7年度賦課対象区域



令和7年度賦課対象区域

令和7年度賦課対象区域





令和7年度賦課対象区域